

第4次ロードマップの策定について（案）

1. 概要

C L Tの普及については、これまで政府全体のロードマップを策定し、その着実な実施を進めてきた結果、C L Tを用いた建築物等の件数が増加するなど普及・利用拡大について一定の成果を上げてきた。現行のロードマップは令和7年度末が期限であるが、「都市（まち）の木造化推進法^{※1}」に基づく基本方針^{※2}においても、本ロードマップに基づく取組を推進するとされていること等も踏まえると、今後C L Tの一層の普及のためには、令和8年度以降を対象とした第4次ロードマップを策定し、引き続き政府一丸となって取組を進めていく必要がある。

※1 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」

※2 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）

2. 第4次ロードマップの作成方針等について

（1）基本的な考え方

現行ロードマップをベースとしつつ、これまでの取組や達成状況なども踏まえ、一層重点化する事項、新規に追加する事項のほか、必要に応じた取組事項の統廃合などを検討し、策定する。

（2）検討体制

- ① 関係省庁の課長級メンバーにより構成されるC L T関係省庁連絡会議幹事会において、関係団体等をオブザーバーとして招いたうえで議論を進めるととし、別途事務局が実施する有識者等からのヒアリング結果も踏まえ、第4次ロードマップ（案）をとりまとめる。
- ② 本年度中に関係省庁の局長級メンバーからなるC L T関係省庁連絡会議（議長：副長官、副議長：総理補佐官）において決定する。

【参考】

区分	令和7年 9月	令和7年 10月	令和7年 11月	令和8年 1月	令和8年 2月	令和8年 3月
C L T活用促進に関する関係省庁連絡会議	第16回					第17回
C L T活用促進に関する関係省庁連絡会議 幹事会		第1回 第2回		第3回		第4回
（ヒアリング）		関係団体・有識者				